

**改正**

昭和44年6月24日条例第13号

昭和44年12月23日条例第32号

昭和45年9月14日条例第13号

昭和46年3月27日条例第8号

昭和46年6月30日条例第19号

昭和46年9月27日条例第24号

昭和47年3月21日条例第6号

昭和50年3月15日条例第6号

昭和51年3月18日条例第10号

昭和52年3月18日条例第3号

昭和53年9月14日条例第24号

昭和54年6月20日条例第18号

昭和56年6月12日条例第14号

昭和58年3月14日条例第15号

昭和62年7月2日条例第15号

平成元年3月20日条例第12号

平成6年12月26日条例第26号

平成9年3月18日条例第11号

平成10年3月18日条例第8号

平成12年3月22日条例第9号

平成12年12月25日条例第39号

平成25年12月18日条例第43号

平成29年3月15日条例第9号

令和元年9月24日条例第24号

令和元年12月19日条例第34号

令和6年3月21日条例第18号

## 目次

- 第1章 総則（第1条～第4条の2）
- 第2章 給水装置の工事及び費用（第5条～第10条）
- 第3章 給水（第11条～第21条）
- 第4章 料金及び手数料（第22条～第32条）
- 第5章 管理（第33条～第38条）
- 第6章 補則（第39条）

## 附則

### 第1章 総則

（目的）

**第1条** この条例は、益城町水道事業の給水についての料金及び給水装置工事の費用負担、その他の供給条件並びに給水の適正を保持するために必要な事項を定めることを目的とする。

（給水区域）

**第2条** 益城町水道事業の給水区域は、益城町水道事業の設置等に関する条例（昭和44年益城町条例第3号）第2条の3第2項に規定する区域内とし、事業計画の定めるところによる。

（用語の定義）

**第3条** この条例の用語は、次の定義による。

- （1） 「給水装置」とは、配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。
- （2） 「一般用」とは、一般家庭、官公署、学校、病院、工場、事業所等において使用するものをいう。
- （3） 「浴場営業用」とは、一般公衆浴場において使用するものをいう。
- （4） 「臨時用」とは、建設工事現場、仮設演芸場等において臨時に使用するものをいう。ただし、居住者の負担において行う増改築、補修等の小規模工事を除く。
- （5） 「定例日」とは、料金算定の基準日として益城町水道管理者（以下「管理者」という。）があらかじめ定めた日をいう。

（給水装置の種類）

**第4条** 給水装置は、次の4種とする。

- （1） 専用給水装置 1箇の水道メーター（以下「メーター」という。）により1戸又は1か所で専用するもの

- (2) 連合専用給水装置 1 箇のメーターにより 2 戸以上で連合して使用するもの
- (3) 共用給水装置 屋外に 1 箇の水せんを有する給水装置を鍵を用い、2 戸以上で共用するもの
- (4) 私設消火栓 消防用に使用するもの  
(権利義務の承継)

**第 4 条の 2** 給水装置の所有権を承継した者は、この条例に定める所有者の権利義務を承継した者とする。

**第 2 章 給水装置の工事及び費用**

(給水装置の新設等の申込)

**第 5 条** 給水装置を新設、改造、修繕（水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第16条の 2 第 3 項の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去しようとする者は、管理者の定めるところにより、あらかじめ管理者に申込み、その承認を受けなければならない。

2 前項による給水装置の新設工事を申込み承認を受けた場合は、設置するメーターの口径により加入金として次に定める金額を納入しなければならない。

メーター口径	金額（消費税を含む。）
13ミリメートル	66,000円
20ミリメートル	132,000円
25ミリメートル	198,000円
40ミリメートル	660,000円
50ミリメートル	1,320,000円
75ミリメートル	3,300,000円
100ミリメートル	6,600,000円
150ミリメートル	13,200,000円

3 第 1 項による給水装置の改造工事（増径の場合に限る。）を申込み承認を受けた場合は、増径するメーターの口径に係る前項の加入金額から、既設メーターの口径に係る同項の加入金額を控除した額を加入金として納入しなければならない。

4 加入金の納入について、管理者が特別の事情があると認めるときは、減免することができる。  
(新設等の費用負担)

**第6条** 給水装置の新設、改造、修繕又は撤去に要する費用は、当該給水装置を新設、改造、修繕又は撤去する者の負担とする。ただし、管理者が特に必要があると認めたものについては、管理者においてその費用を負担することができる。

2 配水管の布設してない地域において給水装置の新設の申込みがあった場合は、その配水管の布設に要する費用の負担については、管理者が別に定める。

(工事の施工)

**第7条** 給水装置工事は、管理者又は管理者が法第16条の2第1項の指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施工する。

2 前項の規定により、指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施工する場合は、あらかじめ管理者の設計審査（使用材料の確認を含む。）を受け、かつ、工事しゅん工後に管理者の工事検査を受けなければならない。

3 第1項の規定により管理者が工事を施工する場合には、当該工事に関する利害関係人の同意書等の提出を求めることができる。

(給水管及び給水用具の指定)

**第7条の2** 管理者は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするため必要があると認めるときは、配水管への取付口から水道メーターまでの間の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定することができる。

2 管理者は、指定給水装置工事事業者に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口から水道メーターまでの工事に関する工法、工期、その他の工事上の条件を指示することができる。

3 第1項の規定による指定の権限は、法第16条の規定に基づく給水契約の申込みの拒否又は給水の停止のために認められたものと解釈してはならない。

(工事費の算出方法)

**第8条** 管理者が施工する給水装置の工事費は、次の各号に掲げる額の合計額とする。

- (1) 設計費
- (2) 材料費
- (3) 運搬費
- (4) 労力費
- (5) 道路復旧費

(6) 工事監督費

(7) 間接経費

2 前項に定めるもののほか、特別の費用を必要とするときは、その費用を加算する。

3 前2項に規定する工事費の算出に関して必要な事項は、別に管理者が定める。

(工事費の予納)

**第9条** 管理者に給水装置の工事を申込み者は、設計によって算出した給水装置の工事費の概算額を予納しなければならない。ただし、管理者がその必要がないと認めた工事については、この限りでない。

2 前項の工事費の概算額は、工事のしゅん工後に精算する。

(直轄工事)

**第10条** 配水管の移転その他の理由により給水装置に変更を加える工事を必要とするときは、使用者又は所有者の同意がなくても管理者が施工し、これに要する費用は、当該工事の原因となる行為をした者が負担する。

### 第3章 給水

(給水の原則)

**第11条** 給水は、非常災害、水道施設の損傷、公益上その他やむを得ない事情及び法令又はこの条例の規定による場合のほか、制限し、又は停止することがない。

2 給水を制限し、又は停止しようとするときは、その日時及び区域を定めて、その都度これを予告する。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでない。

3 給水の制限又は停止のため損害を生ずることがあっても、町は、その責を負わない。

(給水契約の申込み)

**第12条** 水道を使用しようとする者は、管理者の定めるところにより、あらかじめ管理者に申込み、その承認を受けなければならない。

(給水装置の所有者の代理人)

**第13条** 給水装置の所有者が町内に居住しないとき、又は管理者において必要があると認めるときは、給水装置の所有者は、この条例に定める事項を処理させるため町内に居住する代理人を置かなければならない。

(管理人の選定)

**第14条** 次の各号の一に該当する者は、水道の使用に関する事項を処理させるため、管理人を選定し、管理者に届け出なければならない。

- (1) 給水装置を共有する者
- (2) 給水装置を共用する者
- (3) その他管理者が必要と認めた者

2 管理者は、前項の管理人を不相当と認めたときは、変更させることができる。

(同居人等の行為に対する責任)

**第15条** 給水装置の使用者は、その家族、同居人、使用人その他の者の行為についても、この条例に定める責を負わなければならない。

(計量及びメーター)

**第16条** 料金算定の基準となる使用水量（以下「水量」という。）は、メーターをもって計算する。

(メーターの貸与)

**第17条** メーターは、管理者が適当と定める位置に設置して水道の使用者若しくは管理人又は給水装置の所有者（以下「水道使用者等」という。）に保管させる。

2 水道使用者等は、善良な管理者の注意をもってメーターを管理しなければならない。

3 水道使用者等が、前項の管理義務を怠ったためにメーターを亡失し、又はき損した場合は、その損害額を弁償しなければならない。

(水道の使用中止、変更等の届出)

**第18条** 水道の使用者等は、次の各号の一に該当するときは、あらかじめ管理者に届け出なければならない。

- (1) 水道の使用をやめるとき。
- (2) 用途を変更するとき。
- (3) 消防演習に私設消火栓を使用するとき。

2 水道使用者等は、次の各号の一に該当するときは、速やかに管理者に届け出なければならない。

- (1) 水道使用者の氏名又は住所に変更があったとき。
- (2) 給水装置の所有者に変更があったとき。
- (3) 管理人に変更があったとき。
- (4) 消防用として水道を使用したとき。

(私設消火栓の使用)

**第19条** 私設消火栓は、消防又は消防の演習の場合のほか、使用してはならない。

2 私設消火栓を消防の演習用に使用するときは、管理者の指定する町職員の立会を要する。

(水道使用者等の管理上の責任)

**第20条** 水道使用者等は、善良な管理者の注意をもって、水が汚染し、又は漏水しないよう給水装置を管理し、異状があるときは、直ちに管理者に届け出なければならない。

2 前項の場合において修繕を要するときは、その修繕に要する費用は、水道使用者等の負担とする。ただし、管理者が必要があると認めたときは、これを徴収しないことができる。

3 第1項の管理義務を怠ったために生じた損害は、水道使用者等の責任とする。

(給水装置及び水質の検査)

**第21条** 管理者は、給水装置又は給水する水の水質について、水道使用者等から請求があったときは、検査を行い、その結果を請求者に通知する。

2 前項の検査において特別の費用を要したときは、その実費額を徴収する。

#### 第4章 料金及び手数料

(料金の支払義務)

**第22条** 水道料金（以下「料金」という。）は、水道の使用者から徴収する。

2 連合専用給水装置及び共用給水装置の料金は、各使用者が連帯してその納付義務を負うものとする。

(料金)

**第23条** 料金は、次のとおりとする。

##### (1) 専用給水装置

用途	料金		基本料金（1か月につき）	超過料金（1立方メートルにつき）
	水量	料金		
一般用	8立方メートルまで	1,100円		140円
浴場営業用	100立方メートルまで	7,260円		73円
臨時用	1立方メートルにつき	550円		

備考 基本料金及び超過料金は、消費税を含んだ金額とする。

##### (2) 連合専用給水装置（1戸につき）

水量	基本料金（1か月につき）		超過料金（1立方メートルにつき）
	水量	料金	
8立方メートルまで		1,100円	140円

備考 基本料金及び超過料金は、消費税を含んだ金額とする。

##### (3) 共用給水装置

基本料金（1か月につき）		超過料金（1立方メートルにつき）
水量	料金	
8立方メートルまで	1,100円	140円
備考 基本料金及び超過料金は、消費税を含んだ金額とする。		

2 私設消火栓を公共演習用以外の演習に使用したときの料金は、消火栓1個1回につき使用時間は、5分以内とし、次の区分により徴収する。

種別	料金（消費税を含む。）
口径50ミリメートル未満	790円
口径50ミリメートル以上	1,310円

**第24条** 料金は、定例日にメーターの点検を行い、その日の属する月分として算定する。ただし、やむを得ない理由があるときは、管理者は、定例日以外の日に点検を行うことができる。

（使用水量及び用途の認定）

**第25条** 管理者は、次の各号の一に該当するときは、水量及び用途を認定する。

- （1）メーターに異状があったとき。
- （2）料率の異なる2種以上の用途に水道を使用するとき。
- （3）水量が不明のとき。

（連合専用給水装置等の水量の認定）

**第26条** 連合専用給水装置及び共用給水装置の水量は、各戸均等に使用したものとみなす。

（特別な場合における料金の認定）

**第27条** 月の中途において水道の使用を開始し、又は使用をやめたときの料金は、次のとおりとする。

- （1）水量が基本水量の2分の1以下のとき 基本料金の2分の1
- （2）水量が基本水量の2分の1を超え基本水量以内のとき 基本料金
- （3）水量が基本水量を超えるとき 第23条に規定する料金

2 月の中途においてその用途に変更があった場合は、その使用日数の多い料率を適用する。使用日数が等しい場合は、新しい方の料率による。

（臨時使用の場合の概算料金の前納）

**第28条** 工事その他の理由により一時的に水道を使用する者は、水道の使用の申込の際、管理者が定める概算料金を前納しなければならない。ただし、管理者が、その必要がないと認めたときは、

この限りでない。

2 前項の概算料金は、水道の使用をやめたときに精算する。

(料金の納付)

**第29条** 料金は、毎月末日までに納付しなければならない。

2 月の中途において水道の使用をやめたときは、その際料金を納付しなければならない。

(追徴還付)

**第29条の2** 徴収した料金に過不足があったときは、その差額を追徴し、又は還付する。ただし、次回の料金で精算することができる。

(手数料)

**第30条** 手数料は、次の区別により、申込者から申込みの際徴収する。ただし、管理者が特別の理由があると認めたときは、申込後に徴収することができる。

(1) 第7条第2項の工事の検査をするとき。

メーター口径	金額
20ミリメートル以下の場合	2,200円
20ミリメートルを超え40ミリメートル以下	2,750円
50ミリメートル以上の場合	3,300円

(2) 法第16条の2第1項の指定をするとき 1件につき 1万円

(3) 法第25条の3の2第1項に規定する指定の更新をするとき 1件につき 1万円

2 前項手数料は、特別の理由のない限り還付しない。

(督促手数料)

**第31条** 料金、工事費及び修繕料につき督促状を発付したときは、督促手数料を徴収する。

2 督促手数料の額は、督促状1通につき100円とする。

(料金、手数料等の軽減)

**第32条** 管理者は、公益上その他特別の理由があると認めたときは、この条例によって納付しなければならない料金、手数料その他の費用を軽減し、又は免除することができる。

## 第5章 管理

(給水装置の検査等)

**第33条** 管理者は、水道の管理上必要があると認めたときは、給水装置を検査し、水道使用者等に対し、適当な処置を指示することができる。

2 前項の処置に要する費用は、水道使用者等の負担とする。

(給水装置の基準違反に対する措置)

**第34条** 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、水道法施行令（昭和32年政令第336号）第6条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。

2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施工した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りではない。

(給水の停止)

**第35条** 管理者は、次の各号の一に該当するときは、水道の利用者に対し、その理由の継続する間、給水を停止することができる。

- (1) 水道の利用者が第8条の工事費、第20条第2項の修繕費、第23条の料金又は第30条の手数料を指定期間内に納入しないとき。
- (2) 水道の利用者が正当な理由がなくて前条の使用水量の計量又は第33条の給水装置の検査を拒み、又は妨げたとき。
- (3) 給水せんを、汚染のおそれのある器物又は施設と連絡して使用する場合において、警告を發してもなお、これを改めないとき。

(給水装置の切り離し)

**第36条** 管理者は、次の各号の一に該当する場合で、水道の管理上必要があると認めたときは、給水装置を切り離すことができる。

- (1) 給水装置の所有者が60日以上所在が不明で、かつ、給水装置の利用者がいないとき。
- (2) 給水装置が使用中止の状態にあつて、将来使用の見込みがないと認めたとき。

(過料)

**第37条** 町長は、次の各号の一に該当する者に対し、5万円以下の過料を科することができる。

- (1) 第5条の承認を受けないで、給水装置を新設、改造、修繕（法第16条の2第3項の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去した者
- (2) 正当な理由がなくて、第17条第1項のメーターの設置、第24条の使用水量の計量、第33条

の検査、又は第35条の給水の停止を拒み、又は妨げた者

(3) 第20条第1項の給水装置の管理義務を著しく怠った者

(4) 第23条の料金又は第30条の手数料の徴収を免れようとして詐欺その他不正の行為をした者  
(料金を免れた者に対する過料)

**第38条** 町長は、詐欺その他不正の行為によって第23条の料金又は第30条の手数料の徴収を免れた者に対し、徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料を科することができる。

## 第6章 補則

(委任)

**第39条** この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

### 附 則

- 1 この条例は、昭和44年4月1日から施行する。
- 2 益城町簡易水道給水条例（昭和33年益城町条例第20号）は、廃止する。

**附 則**（昭和44年6月24日条例第13号）

この条例は、昭和44年7月1日から施行する。

**附 則**（昭和44年12月23日条例第32号）

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（昭和45年9月14日条例第13号）

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（昭和46年3月27日条例第8号）

## 改正

昭和46年6月30日条例第19号

この条例は、昭和46年4月1日から施行する。ただし、大字杉堂（上古閑部落）並びに大字小谷のうち、上小谷部落及び下小谷部落に対する益城町水道条例の適用の時期は、昭和46年7月1日とする。

**附 則**（昭和46年6月30日条例第19号）

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（昭和46年9月27日条例第24号）

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（昭和47年3月21日条例第6号）

この条例は、益城町水道事業及び簡易水道事業の設置等に関する条例（昭和44年益城町条例第3号）別表中第1及び第2に掲げる地区の者については昭和47年4月1日から、同表中第3に掲げる地区の者については、昭和47年5月1日から施行する。

**附 則**（昭和50年3月15日条例第6号）

- 1 この条例は、昭和50年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第23条の規定は、昭和50年4月検針後から適用し、4月検針前に使用した水量については、なお従前の例による。

**附 則**（昭和51年3月18日条例第10号）

この条例は、昭和51年4月1日から施行する。

**附 則**（昭和52年3月18日条例第3号）

- 1 この条例は、昭和52年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第23条の規定は、昭和52年4月検針後から適用し、4月検針前に使用した水量については、なお従前の例による。

**附 則**（昭和53年9月14日条例第24号）

- 1 この条例は、昭和53年10月1日から施行する。
- 2 改正後の第23条及び第39条の規定は、昭和53年11月検針分から適用する。

**附 則**（昭和54年6月20日条例第18号）

この条例は、昭和54年7月1日から施行する。

**附 則**（昭和56年6月12日条例第14号）

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（昭和58年3月14日条例第15号）

- 1 この条例は、昭和58年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第23条の規定は、昭和58年10月検針分から適用する。

**附 則**（昭和62年7月2日条例第15号）

- 1 この条例は、昭和62年8月1日から施行する。
- 2 改正後の第23条の規定は、昭和62年9月検針分から適用する。

**附 則**（平成元年3月20日条例第12号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成元年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（料金に関する経過措置）

2 この条例による改正後の益城町水道条例の規定に係わらず、施行日前から継続して供給している水道の使用で、施行日から平成元年4月30日までの間に料金の支払いを受ける権利の確定されるものに係る料金（施行日以後初めて料金の支払いを受ける権利の確定される日が同月30日後である水道の使用にあつては、当該確定されたもののうち、施行日以後初めて支払いを受ける権利が確定される料金を前回確定日（その直前の料金の支払いを受ける権利が確定した日をいう。以下同じ。）から施行日以後初めて料金の支払いを受ける権利が確定される日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月30日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分に対応する部分に限る。）については、なお従前の例による。

3 前項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数が生じたときは、これを1月とする。

**附 則**（平成6年12月26日条例第26号）

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成9年3月18日条例第11号）

（施行期日）

1 この条例は、平成9年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（料金に関する経過措置）

2 この条例による改正後の益城町水道条例の規定に係わらず、施行日前から継続して供給している水道の使用で、施行日から平成9年4月30日までの間に料金の支払いを受ける権利の確定されるものに係る料金（施行日以後初めて料金の支払いを受ける権利の確定される日が同月30日後である水道の使用にあつては、当該確定されたもののうち、施行日以後初めて支払いを受ける権利が確定される料金を前回確定日（その直前の料金の支払いを受ける権利が確定した日をいう。以下同じ。）から施行日以後初めて料金の支払いを受ける権利が確定される日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月30日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分に対応する部分に限る。）については、なお従前の例による。

3 前項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数が生じたときは、これを1月とする。

**附 則**（平成10年3月18日条例第8号）

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

**附 則**（平成12年3月22日条例第9号）

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

2 この条例の施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**附 則**（平成12年12月25日条例第39号）

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

**附 則**（平成25年12月18日条例第43号）

（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（料金に係る経過措置）

2 この条例による改正後の益城町水道条例の規定に係わらず、施行日前から継続して供給している水道の使用で、施行日から平成26年4月30日までの間に料金の支払いを受ける権利の確定されるものに係る料金（施行日以後初めて料金の支払いを受ける権利の確定する日が同月30日後である水道の使用にあつては、当該確定されたもののうち、施行日以後初めて支払いを受ける権利が確定される料金を前回確定日（その直前の料金の支払いを受ける権利が確定した日をいう。以下同じ。）から施行日以後初めて料金の支払いを受ける権利が確定される日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月30日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分に対応する部分に限る。）については、なお従前の例による。

3 前項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数が生じたときは、これを1月とする。

**附 則**（平成29年3月15日条例第9号）

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

**附 則**（令和元年9月24日条例第24号）

この条例は、令和2年1月1日から施行する。

**附 則**（令和元年12月19日条例第34号）

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（令和6年3月21日条例第18号）

この条例は、令和6年4月1日から施行する。